①　申請しようとする日の直近の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直近２年の各営業年度における希望業種区分の実績により算定した「年間平均実績高」
②　審査基準日の直近の営業年度における「自己資本額」
③　審査基準日における業種区分ごとの「有資格者の数」
④　審査基準日の前日までの営業年数（１年未満切捨て）

6　資格審査結果の通知
「資格決定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間
資格決定の日から平成23年３月31日までとする。

8　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、国土交通省北海道開発局長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の決定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、国土交通省北海道開発局長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記　本店所在地及び提出場所［掲載順序　本店所在地　提出場所］（ただし、平成22年３月31日までは、「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年10月７日付け北海道開発局長）別記１による。）
⑴　札幌市、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、幌加内町、石狩振興局及び空知総合振興局管内　札幌開発建設部契約企画課　札幌市中央区北２条西19丁目札幌開発総合庁舎（電話011―621―1143）
⑵　函館市、北斗市、渡島総合振興局及び檜山振興局管内　函館開発建設部契約課　函館市大川町１―27（電話0138―42―7525）
⑶　小樽市、後志総合振興局管内　小樽開発建設部契約課　小樽市潮見台１丁目15―５（電話0134―23―5129）
⑷　旭川市、士別市、名寄市、富良野市、上川総合振興局管内（幌加内町を除く。）旭川開発建設部契約課　旭川市宮前通東4155―31（電話0166―32―2451）
⑸　室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振総合振興局及び日高振興局管内　室蘭開発建設部契約課　室蘭市入江町１―14（電話0143―25―7026）
⑹　釧路市、根室市、釧路総合振興局及び根室振興局管内　釧路開発建設部契約課　釧路市幸町10丁目３釧路地方合同庁舎（電話0154―24―7135）
⑺　帯広市、十勝総合振興局管内　帯広開発建設部契約課　帯広市西４条南８丁目（電話0155―24―2903）
⑻　北見市、網走市、紋別市、オホーツク総合振興局管内　網走開発建設部契約課　網走市新町２丁目６－１（電話0152―44―6171）
⑼　留萌市、幌延町、留萌振興局管内　留萌開発建設部契約課　留萌市寿町１丁目68（電話0164―42―2367）
⑽　稚内市、宗谷総合振興局管内（幌延町を除く。）稚内開発建設部契約課　稚内市末広５丁目６－１稚内地方合同庁舎（電話0162―33―1000）
⑾　北海道外、共同企業体　北海道開発局事業振興部工事管理課　札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎（電話011―709―2311）

競争参加者の資格に関する公示

平成22年度において独立行政法人雇用・能力開発機構の建設コンサルタント業務及び地質調査業務、建設工事及び物品製造等についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年３月31日
独立行政法人雇用・能力開発機構
経理担当理事　羽毛田　守

◎調達機関番号　588　◎所在地番号　14

1　業種区分
⑴　建設コンサルタント業務及び地質調査業務
①　建設コンサルタント業務
②　地質調査業務
⑵　建設工事
①　建築工事
②　電気設備工事
③　管工事
④　昇降機設備工事
⑶　物品製造等
①　物品の製造
②　物品の販売
③　役務の提供等

2　申請の時期
随時受付
建設コンサルタント業務及び地質調査業務、建設工事、物品製造等
平成22年４月１日から平成23年３月31日までとする。

3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
申請書は、独立行政法人雇用・能力開発機構のホームページ（URL:http://www.ehdo.go.jp/）からダウンロードにより配布。
⑵　申請書類の提出
一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者（以下「申請者」という。）は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に次に掲げる書類及び「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」を送付するための封筒を添付し郵送すること。また、封筒には、返信先（住所、商号又は名称及び代表者名）を記入し、返信用切手を貼った上で提出すること。
①　建設コンサルタント業務及び地質調査業務に係るもの（上記１の⑴）。なお、申請者が、国（全省庁を対象とする。以下同じ。）の建設コンサルタント業務又は地質調査業務の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格に係る申請書を国に提出し、国の一般競争（指名競争）参加資格を得ている者である場合は、国の有資格者であることを証明する資格審査結果通知書の写しを添付することにより、ハからヘに掲げる書類の添付を省略することができる。
イ　測量等実績調書
ロ　技術者経歴書
ハ　登記事項証明書又はこれの写し（法人又は事業協同組合等の場合）
ニ　財務諸表類